



ゆり

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

## ワンポイント「環境性能割」の廃止

自動車税・軽自動車税の「環境性能割」は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税される仕組みでしたが、米国の関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和することや、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化する観点から、今年3月末をもって廃止されました。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

# ～令和8年度税制改正～ インボイス制度が見直されました！

令和5年10月に導入された消費税のインボイス制度では、新たに課税事業者になることを選択した免税事業者のために、各種の経過措置が設けられていました。導入から3年目の本年は、その経過措置の一部が適用期限を迎えます。

本号では、経過措置見直し後のインボイス制度について、詳細をみていきます。

## 改正前のインボイス制度

インボイス制度の開始に当たって設けられていた経過措置は「下表」のとおりです。

このうち、免税事業者が消費税の課税事業者として登録するかどうか、あるいは登録を継続するかどうかの判断に特に影響するのが「仕入税額控除に係る措置」の①～③です。

①の「8割控除」は、インボイス発行事業者以外の事業者から課税仕入れを行った場合に、一定の事項が記載された請求書等と帳簿の保存があれば、その課税仕入れに係る消費税額の80%相当額を仕入税額とみなすというものです。そして、令和8年10月1日から11年9月30日まで、その割合は50%となり、これが②の「5割控除」です。

①と②は買手の負担軽減措置ですが、③の「2割特例」は、免税事業者である売り手がインボイス発行事業者になった場合に、売上に係る消費税額の2割相当額を納税額とすることができるとの特例です。

表 インボイス制度の開始に当たって設けられた主な経過措置・特例

区分	概要	適用期間	令和8年度税制改正後
登録に係る措置	インボイス発行事業者の登録申請書を提出することにより、課税事業者選択届出書の提出を省略できる	令和11年9月30日までの日の属する課税期間まで	
仕入税額控除に係る措置	① 8割控除	令和8年9月30日まで	引下げペースと引下げ幅が見直され、令和13年9月30日まで延長
	② 5割控除	令和11年9月30日まで	
	③ 2割特例	令和8年9月30日までの日の属する課税期間まで	令和9年・10年分課税期間の確定申告において「3割特例」を適用できる（個人事業者に限る）
	④ 少額特例	基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスがなくても仕入税額控除を適用できる	

## 改正後のインボイス制度

### 1 2割特例の見直し

2割特例は延長されず、個人事業者は令和8年分課税期間、法人は令和8年9月30日が属する課税期間の確定申告をもって終了することになりました。

そして、2割特例の終了に伴い、本特例を適用していた個人事業者は、消費税の納税額を売上に係る消費税額の3割とすることができる経過措置（「3割特例」）を、更に2年に限り適用できることになりました。

3割特例は令和9年・10年分課税期間の確定申告において適用可能で、2割特例と同様に事前の届出は不要です。

### ◆令和9年以降の対応

3割特例が新設されたことで、2割特例を適用していた個人事業者は、令和9年分課税期間以降は、

#### ① 「3割特例」

基準期間（令和7年分課税期間）の課税売上高が5千万円以下の場合には「簡易課税」

③ 「本則課税」のいずれかを選択することになります。

ここで3割特例を選択する場合、3割特例期間終了時である令和10年に、基準期間（令和9年分）の課税売上高に応じて、令和11年分以降については簡易課税または本則課税を選択することになります。

そして、簡易課税を選択する場合、本来は「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税届出書」）を令和10年12月31日までに税務署に提出する必要がありますが、3割特例適用者は、令和11年分課税期間の確定申告期限までに簡易課税届出書を提出すれば、令和11年分以降、簡易課税の適用が可能となる措置が設けられています。

なお、2割特例終了時に簡易課税を選択する場合も、同様の措置が設けられています。2割特例適用者は、令和9年分課税期間の確定申告期限までに簡易課税届出書を提出すれば、令和9年分以降、簡易課税の適用が認められます。

### 2 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

これまでの「8割控除」と「5割控除」については、激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペースと引下げ幅が次のように見直されました。【[下図参照](#)】

- 令和8年10月～「7割控除」
- 令和10年10月～「5割控除」
- 令和12年10月～「3割控除」

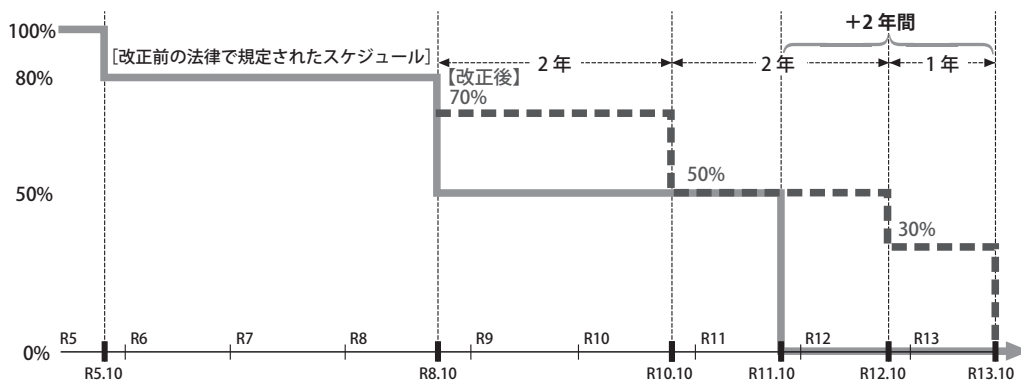
3割控除の適用期限は、令和13年9月末までとなります。

#### まとめ

2割特例終了に伴い、消費税の負担額の増加が見込まれます。

これを前提にした資金繰りを考慮するとともに、3割特例・簡易課税・本則課税ごとに消費税負担額を試算し、適切に届出を行う必要があります。

【参考資料】  
国税庁 年度特集  
令和8年度改正インボイス制度の経過措置の見直し



# 税金クイズ

個人で商売をする人が決算のために、通常、年末に行うものは次のうちどれでしょうか？

- ① 店じまい
- ② 棚ざらい
- ③ 棚卸し

## 【解説】

年末に商品などの在庫を調べて、これをもとに1年間実際に販売した商品を計算します。この在庫を調べることを「棚卸し」といいます。この作業は、単なる在庫管理以上に重要な意味を持っています。

棚卸しが重要な理由は主に2つあります。1つ目は正確な利益計算のためです。売上から仕入れを引いただけでは、正確な利益は計算できません。例えば、100万円分の商品を仕入れても、そのうち30万円分が

在庫として残っていれば、実際の売上原価は70万円です。もし棚卸しをしなければ仕入れの100万円がそのまま売上原価となり、利益が過少に計算されてしまいます。2つ目は資金繰りを検討するためです。在庫は「お金が商品に変わった状態」であり、在庫が多すぎると資金繰りが悪化します。定期的な棚卸しをして在庫の現状を把握することで、仕入れの適正化にも繋がります。

注意点を2つ挙げます。1つ目は仕掛品の計上漏れです。製造業や建設業の場合、完成前の仕掛品も棚卸資産に含める必要があります。2つ目は不良在庫の評価です。著しい陳腐化や破損、型崩れがあり、今後通常の方法で売れる見込みのない不良在庫は、評価額を下げるできません。

適切な棚卸しをして、正確な利益計算と最適な資金繰りに努めていけば、予期せぬ大口取引の依頼が舞い込むなど、“棚から牡丹餅”となるかもしれません。

正解は、③棚卸しでした。  
(出典:国税庁ホームページ)

## KEY WORD 開業費の任意償却

Aは5年前に診療所を開業しましたが、前年までは赤字のため開業費1億円（繰延資産）の償却費を必要経費に算入していませんでした。Aはこの繰延資産につき、黒字が見込まれる本年分及び翌年分の確定申告において、各5千万円の償却費を必要経費に算入することができるのでしょうか。

繰延資産（開業費）の償却費の計算については、60か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によります。任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額を償却費として認めるもので、その下限が設けられていないことから、支出の年に全額償却してもよく、全く償却しなくてもよいと解されます。また、繰延資産となる費用を支出した後60か月を過ぎたら償却費を必要経費に算入できないとする規定もないことから、繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することができます。

## シロアリ被害の費用は雑損控除の対象になるか

7年前に建築した家屋の一部がシロアリによって被害を受けたため修繕を行いました。この修繕に要した支出は雑損控除の対象となるでしょうか。

シロアリによる被害は、所得税法施行令に規定する「害虫……その他の生物による異常な災害」に該当し、修繕費用及びシロアリの駆除費用は雑損控除

の対象となります。

なお、「被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出」も雑損控除の対象になりますが、これは例えば、豪雪で屋根に積もった雪により家屋が倒壊するおそれが生じた時の屋根の雪下ろし費用のようなものに限られ、シロアリの被害を事前に防止するための費用等は、応急的措置に係る費用でないことから、雑損控除の対象なりません。